

契約保証金の納付等について（物品の購入及び製造、清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務）

前橋市においては、物品の購入及び製造、清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借契約の締結にあたり、契約保証金（金額は※1のとおり。）を契約締結の日までに納付していただくことにしております。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (1) 入札公告、指名通知書又は見積合わせ通知書（以下「入札公告等」という。）に「契約保証金 免除」と明示された件に係る契約をする場合
- (2) 当該契約について、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- (3) 入札公告等に記載された契約保証金を免除することができる事業者に該当し、所定の期間内に「契約保証金免除申請書」を本市に提出し、本市の承認を受けた場合（※契約保証金免除申請書は、別紙の様式によります。）

また、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

なお、具体的な取扱いはおおりのとおりですが、金融機関の保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とします。したがって、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください。

※1 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の額を納付してください。ただし、契約金額が単価となる場合は契約期間に係る総支払予定金額を契約保証金額算定上の契約金額とします。また、長期継続契約を締結する場合にあつては契約金額を1年間当たりの額に換算した額を契約保証金額算定上の契約金額とします。

区 分	取扱機関等	内 容
1 契約保証金の納付	本市（当該契約の担当課）	落札者は、当該契約にかかる本市の担当課が作成した納入通知書により本市の指定金融機関へ納付してください。（契約保証金の額は上記※1を参照）
2 金融機関の保証	金融機関	落札者は、金融機関が交付した保証書を当該契約に係る本市の契約担当課へ持参してください。 ※保証の内容は、前橋市物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約保証金取扱要領（以下「要領」という。）（別紙）第3条第1号及び第2号によるものとします。
3 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。 ※保険契約の内容は、要領第3条各号によるものとします。
4 契約保証金の免除申請	本市（当該契約の担当課）	落札者は、要領で定める契約保証金免除申請書（様式第1号）を落札決定から2日以内に当該契約に係る本市の担当課へ持参してください。なお、契約保証金免除申請書の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。詳しくは契約担当課の職員にご相談ください。 （前橋市契約規則第22条第1項第3号） 地方自治法施行令第167条の5又は同法第16

	7条の11第2項の規定に基づき、あらかじめ必要な資格を定めた場合においてその資格を有する者と契約を締結する場合で、その者が過去2年の間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
--	---